

議長(鳥居直記君) 出席議員半数以上であります。これより議事日程第4号により本日の会議を開きます。

日程1

市政一般質問

について、12月7日に引き続き市政一般質問を行います。5番柳川八百秀議員。

〔柳川八百秀君登壇〕

5番(柳川八百秀君) おはようございます。

新風21の柳川八百秀です。

質問通告に従い、順次、質問させていただきます。

1点目は、行政にとっても、地域での日常生活にとっても、非常にかかわりを持ち、地域でのコミュニティに欠かせない自治会の活性化についてお伺いをいたします。

少子・高齢化社会が急速に進んでいる中で、自治会の果たす役割は、それぞれの地区の中でますます重要になっていくのではないかと考えております。

自治会の役割は、一般的に6つの役割を果たしていると言われておりますが、その1点目は、防火、防犯、清掃などの共同防衛機能、2点目は、街灯や道路の管理維持などの環境整備機能、3点目は、行政連絡の伝達、募金協力等の行政補完機能、4点目は、行政への陳情、要望などの団体機能、5点目は、住民と行政の調整機能、6点目は、運動会あるいはお祭りなどの親睦機能など、地域コミュニティの中心的組織で、住民と行政を結ぶ重要な役割を果たしております。このことはだれしもが認めるところだと思います。しかし、今、自治会は、あくまでも地域内における住民の任意組織で、法的位置づけがないため、社会的位置づけについても明確になっていない状況であります。

このような状況の中で、年々、自治会未加入者の増加など自治会活動の難しさなど、直面している課題や活動の活性化へ向け、平成9年に長崎市自治会活動支援検討協議会が設置され検討が重ねられ、平成10年12月に報告書がまとめられました。

その内容は、自治会への未加入者の問題など8項目にわたり検討が進められ、現状と問題点について報告がなされておりますが、報告から3年が経過しましたが、この報告で出された問題点についての対策や活性化に向け、行政として、どのよ

うな検討を進め、対応されたのか、お伺いをいたします。

次に、証明書等の自動交付機導入の考え方についてお伺いをいたします。

住民の多様なニーズに即応した行政サービスの充実は大きな課題であります。平成10年より消費者センターと西浦上支所内に市民サービスコーナーが設置され、休日でも15の証明書を取得することができるようになり、住民にとっては便利であり、市民サービスの充実が図られております。

IT時代が到来しデータベース化が進み、銀行などではネット銀行、また、窓口は無人のCD機コーナーがふえております。本市でも、各種のシステムやネットワークが構築されており、このシステムをオンライン化し、証明書等の自動交付機の導入により省力化が図られるとともに、市民にとっても大変便利になるのではないかと思います。この自動交付機の導入についての見解をお伺いいたします。

次に、学校給食についてお伺いいたします。

国においても、聖域なき構造改革で道路公団を初め特殊法人の見直し、民営化が国民的に論議をされております。

本市においても、伊藤市長就任後の平成8年10月には長崎市行政改革大綱を策定し効率的な行政運営に努力され、本年3月には第2次行革として、効率的行政運営・効果的行政運営・合理的行政運営の3つの基本方針をもとに、5カ年の実施計画を盛り込んだ新行革大綱が示されました。また、厳しい財政状況の中で、効率的な財政運営を図り長期的財政基盤の安定を目指した財政構造改革プランも策定され、推進されております。

私は、昨年の12月議会でも、この行革で事務事業の効率化について質問させていただきましたが、今回は、行革大綱の民間委託の推進についてお尋ねいたします。

民間に委託した方が経済性に優れている業務、民間に代替手段がある業務、民間によってサービス提供がなされており、行政が競合して実施する意義が薄れているもの等について、民間委託を推進していく考えが示され、実施計画で具体的に12項目が示され、この実施項目では、学校給食調理職員の配置基準の見直し、また、検討を要する項目では民間委託、調理施設の集約化の検討が挙げ

られておりますが、今後の学校給食のあり方、方針についてお伺いいたします。

次に、廃棄物対策についてお尋ねいたします。

1点目は、ごみ袋の指定有料化に伴う一連の取り組みについてですが、本年10月には、粗大ごみの収集の変更、事業所から出される発泡スチロールの収集・処理の中止、プラスチック製容器包装及び資源ごみのモデル地区における分別収集と、ばたばたと進められてきたような気がしておりますが、いよいよ来年2月からは、ごみ袋の指定有料化が実施されます。実施に向け説明会など精力的に実施され、環境部職員のご苦労とご努力は大変だったと思っております。

そこで、既に実施されております粗大ごみの収集運搬の実施状況、2点目に、事業所から出される発泡スチロールの収集状況、それぞれ現在の実施状況についてお伺いいたします。

次に、ごみ袋の指定有料化の準備状況についてお尋ねいたします。

今回は、ごみ袋の規格・仕様を市で決め、民間業者によって製造販売まで自由に行う方式で市民の皆様にご購入いただくシステムで実施しようとしておりますが、そこで、1月からの販売開始で、2月からの実施と、販売開始まで残すところ1カ月を切りましたが、製造・販売店などの体制は確立し、市民のだれもが身近で手軽に購入できる販売体制がとれているのか、お伺いいたします。

次に、食品リサイクル法への取り組みについてお尋ねいたします。

食品廃棄物は、伝統的に行われてきた堆肥等の肥料や家畜等の飼料として農畜産業等において循環利用されてきた輪が日本の高度成長とともに崩れ、食品廃棄物が大量に利用されることなく廃棄されることになり、今では、統計によりますと、一般廃棄物全体の約3割を占め、家庭から出される量は日本の米の消費量と同等の1,000万トンにも達したとの報告もあっております。

食品廃棄物の発生抑制・減量・再生利用に向け、食品リサイクル法が平成13年、本年5月1日に施行され取り組みが進められていきますが、現在の本市の取り組み状況についてお伺いいたします。

次に、企業相談・支援センター設置についてありますが、景気低迷の中で、長崎市の経済環境は、中小企業を初め大変厳しい状況下に置かれて

おり、民間の調査によりますと、2001年10月度の全国企業倒産(負債総額1,000万以上)は1,843件で、倒産件数は前月比で15.7%、前年同月比では11.3%の増加となり、10月としては1984年の1,888件に次ぐ戦後2番目となり、失業についても完全失業率が5.4%まで上昇しております。

平成12年には、組織改正により商工部が設置され、長崎テクノロジーネットワーク推進事業や本年度には長崎市ベンチャー企業支援事業など積極的な取り組みが実地されており、その成果を大いに期待し、今後の支援を望むところであります。

一方、この厳しい経済情勢の中で、既存の企業・商店・個人事業者にとっては、今までの企業活動だけでは生き残ることが難しい状況であり、蓄積した技術やノウハウを生かした事業展開で、この不況を乗り越えたいとの思いを持たれ、手探りの中で努力され、必死で頑張られておられます。

このような企業や商店主の現状での悩みや新しい事業展開へのアドバイスができる企業相談・支援センターを長崎市に設置する考えはないか見解をお伺いいたします。

最後に、長崎市として、池島炭鉱閉山に伴う支援策についてお伺いをいたします。

非常に寂しいことであり、残念なことでありますが、九州唯一の炭鉱である池島炭鉱は、去る10月12日、松島炭鉱労働組合に対し、池島炭鉱を閉山し、従業員全員を解雇する旨の提案を行い、労使の交渉が妥結し、11月29日に閉山をいたしました。

長崎県は、池島炭鉱閉山対策本部を中心に現地支援センターを設置し、閉山に伴う数々の諸問題の対応に当たっております。

長崎市としても、今日までの外海町との関係性を考えると、長崎県と連携を図り、離職者対策を中心に具体的な支援策について検討されておられるのか、お伺いをいたします。

時間があれば、自席から再質問をさせていただきます。(降壇)

議長(鳥居直記君) 市長。

(伊藤一長君登壇)

市長(伊藤一長君) 皆さん、おはようございます。

柳川八百秀議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、第1点目の自治会活動の活性化についてでございますが、柳川議員ご指摘のように、平成9年度から10年度にかけて、長崎市自治会活動支援検討協議会を設立させていただきまして、自治会未加入者問題あるいは自治会の広報掲示板設置費の補助の問題、また、自治会役員の表彰などにつきまして種々、検討を行っていただき、その報告書に基づきまして、現在、次のような支援を行っているところであります。

第1点目は、自治会未加入者問題につきましては、未加入世帯に対し、従来からの施策に加えまして、平成11年7月から、アパート・マンション対策といたしまして、長崎県宅地建物取引業協会を通じ、加入を呼びかけるチラシの配布を行っております。また、今年度におきましては、自治会活動などを紹介したリーフレットを作成し、自治会への加入促進について支援を行っているところであります。

2点目は、自治会広報掲示板設置費補助につきましては、平成10年度に補助率を設置工事費の3分の1から2分の1に、また、補助限度額につきましても、3万円から5万円に引き上げ、掲示板設置の促進に努めているところであります。

3点目は、自治会役員の表彰につきましてはでございますが、従来、自治会長に対する表彰を行っておりましたが、平成10年度から新たに自治会役員の表彰制度を設け、平成13年度には、表彰枠を3倍に拡大し実施をいたしております。

4点目は、資源ごみへの取り組みにつきましては、平成12年度から新たな試みとして、市内にモデル地区を指定し、月1回の古紙集団回収を実施していただくとともに、連自治会単位での古紙集団回収説明会を開催し、市民の皆様への周知徹底を図っているところでございます。

5点目は、自治会集会所の整備につきましては、平成11年度に町立公民館建設奨励費補助金交付要綱の改正を行い、増改築費及び補修工事費の対象枠を緩和するとともに、新たにトイレの水洗化のための改築も補助の対象とするなど、制度の拡充を図ってまいりました。また、集会所建設用地につきましては、一定の条件の範囲内で、市が所有している土地の貸し付けを行っております。

以上のような支援策を講じておりますが、そのほかの項目といたしましては、議会やまた自治会

長の皆さん方、関係者の方々のご指摘等がある点につきまして、1つ、広報ながさきの配布謝礼金を自治会とその他のグループで分けるべきではないかという問題、また、2つ目は、自治会が独自に行う各種のコミュニティ活動に対しまして、何らかの助成制度を考えるべきではないのかという問題、3つ目は、本議会でも指摘がございましたが、町立公民館、自治会の公民館をつくりたいんだけれども、自治会内に土地がない、あるいは土地があっても民有地だから、いわゆる値段的にも非常に難しいという問題があって、なかなか自治会の町立公民館を建設することは、願望ではあるけれども、実現が非常に難しいという自治会もあるわけでありまして、その問題に対しまして、町立公民館を持たない自治会が近接する自治会の町立公民館を借りる場合に、安い費用で借りられるような何らかの助成制度ができないのかという問題等々、まだほかの問題も含めてであろうかと思えます。

少子・高齢化社会を迎え、地域コミュニティの中心的存在として、自治会の役割がますます重要になる中、一方においては、マンション住まい、あるいは核家族化が増加したこと、若年層における地域とのかかわりが希薄化していることなどの社会生活の変化に伴い、年々、自治会離れが進んでおり、行政として、より一層の支援が必要であることは、私も十分認識をしております。

したがいまして、先ほどから掲げました項目を含めまして、議会のご指導等いただきながら、全庁的にさまざまな角度から自治会支援策につきまして鋭意、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げたいというふうに思います。

第3点目の学校給食でございますけれども、学校給食調理業務の効率化につきましては、行政改革大綱実施計画に「学校給食調理員の配置基準の見直し」を位置づけ、平成9年度から平成13年度までの5カ年間で正規職員27名を削減し、嘱託化を進めております。

また、退職者不補充という前提の中では、配置基準の見直しによる嘱託化の拡大が現時点では経費削減の最も有効な方策であることから、さらに、平成14年度から平成18年度を期間とする新たな実施計画においても、退職不補充によります正規職

員28名の削減及び嘱託化の拡大を計画いたしております。そういうことで、前期が27名、後期が28名ということで計画を進めさせていただきたいと思っております。

また、学校給食調理業務の効率化につきましては、多角的に取り組んでおり、本年度におきましては、代替職員の配置の見直しを行い、約1,300万円の効率化を実施いたしました。さらに、来年度に向けましても、行政改革大綱実施計画の「その他検討を要する事項」に位置づけている学校給食のあり方の見直しのうち、施設の集約化に取り組んでおり、小規模校2校を親子方式により集約化するよう予定をしており、現在、関係団体と鋭意、協議を行っているところであります。

柳川議員ご指摘の民間委託につきましては、実施している市町村は、まだ少数ではあるものの、年々、増加している状況であります。

長崎市といたしましても、民間委託により、中学校完全給食試行事業を実施しており、その中で、民間委託を実施する際の具体的な方策について見極めができたところであります。

したがいまして、民間委託につきましては、効率化の方策として、多大な経済効果が得られ、また、安定した給食運営も確保できるものと十分に認識しておりますので、実施計画に位置づけられている学校給食調理員の配置基準の見直しを着実に実施していくとともに、民間委託についても積極的に検討を行い、コスト縮減の最も有効な方策を講じるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、池島炭鉱閉山後の支援策についてお答えをいたします。

松島炭鉱株式会社池島炭鉱は、昭和34年の営業出炭開始以来、42年間に約4,400万トンの石炭を出炭し、長年にわたり国の石炭エネルギー政策あるいは長崎県経済に多大の貢献をしてまいりましたが、本年11月29日をもって閉山をいたしました。

長崎県では、松島炭鉱株式会社から労働組合に対し、11月29日をもって閉山する旨の提案があったことを受けまして、金子知事を本部長とする池島対策本部を10月12日に設置するとともに、同日付で長崎県知事より、本市に対しましても、池島炭鉱について積極的な協力の依頼がありました。

本市といたしましては、長崎県の意向を受けま

して、10月19日付で関係7部長で構成いたします池島対策連絡会議を設置するとともに、10月24日には、池島対策連絡会議を構成する部局の筆頭課長及び関係課長による幹事会を開催し、現状の把握と今後発生することが予測される福祉、住宅、教育、雇用等の問題につきまして、意見交換を行ったところであります。

長崎県では、離職者の再雇用を促進するために、松島炭鉱株式会社に対し、離職者の再雇用に積極的に取り組むよう要請するほか、現地におきまして、労働局と連携した体制による再就職の相談、住宅等に関する相談に対して、きめ細やかな対応が行われております。

また、離職者の再就職の促進を図るため、高等技術専門学校における職業訓練や委託訓練を実施する計画であり、現在、その準備が進められていると聞いております。

現時点では、長崎市に対する具体的な支援につきましては、11月29日付で長崎県より市営住宅への優先入居の取り扱いへの配慮要請がっております。

長崎市といたしましては、現在、県の担当部局と協議を重ねており、県都として相応の協力をしなければならないというふうに考えております。

その他の支援策につきましても、県から要請があり次第、検討を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思っております。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思っております。

他の項目につきましては、所管の方からお答えをいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。(降壇)

市民生活部長(妹尾芳郎君) 柳川議員ご質問の2点目、証明書等の自動交付機の導入についてにお答えを申し上げます。

現在、自動交付機を利用している自治体のほとんどは、磁気カードの利用によって証明書が交付できるシステムを導入しておりますが、発行できる証明書は、住民票、印鑑証明書及びその他の税証明などとどまっております。

さて、国におきましては、住民基本台帳ネットワークシステムの導入にあわせ、ICチップが組み込まれた住民基本カードを平成15年8月に全市区町村で運用開始することになっております。こ

れに基づきまして、各自治会におきましては、カードに付加価値をつけて利用することが種々検討されております。

現時点では、カードによる自動交付機は、設置、保守費用などに多額の経費を要し、また、法務省は、カードによる戸籍謄本・抄本の交付を認めていないなどの問題点もございます。

また、今国会で可決した地方公共団体の特定事務の郵政官署における取り扱いに関する法律によりまして、市議会の議決を得て、郵便局と委託契約をすることにより、住民票、印鑑証明、戸籍などの証明書の交付が可能となる道も開かれております。

このように、幾つかの選択肢がある中で、本市といたしましては、国及び各自治体の動向等も見ながら、市民にとって、より利用しやすく、有益なシステムづくりができるよう、自動交付機の設置も含め、検討を重ねてまいりたいと存じます。

以上でございます。

環境部長(高橋文雄君) 廃棄物対策についてお答えをいたします。

まず、粗大ごみの収集運搬の実施状況についてでございますが、議員ご承知のとおり、平成13年10月より、これまでのステーション収集から戸別収集への変更を行いました。また、全市内の申し込み窓口を長崎衛生公社に一本化したことで、市民サービスの向上を図ったところでございます。

なお、粗大ごみ処理手数料につきましては、去る6月市議会におきまして、1個270円から、大きさ、重量等により500円、1,000円へ手数料の改定を行うとともに、郵便局、銀行等の金融機関で事前にステッカーを購入していただく前納制へと変更させていただいたところでございます。

この手数料改定の影響もありまして、施行前月の9月分の収集実績は8,539個となっております。過去4カ年の一月の平均収集個数約3,400個に比較いたしまして、約2.5倍と多くの駆け込み申し込みがあったところでございます。

戸別収集開始の10月分及び11月分の収集実績は、それぞれ1,642個、2,323個となっております。9月の駆け込み申し込みの影響と思われるが、かなり少ない数となっております。この2カ月間の状況につきましては、特に大きな混乱もなく円滑に運用されているところでございますが、今後と

も、公社の業務遂行状況や収集個数等の状況を見守りたいと考えております。

次に、事業所から出される発泡スチロールの収集状況についてでございますが、10月から事業所から出される発泡スチロール等の産業廃棄物をステーションへ排出すること及び市の処分場へ搬入することにつきまして規制を行っております。これは廃棄物処理法に規定されておりますように、本来、産業廃棄物は、事業者みずからの責任におきまして、産業廃棄物処理業者に委託して処理すること、あるいは自己処理することとなっておりますので、今回、産業廃棄物の適正処理の推進を図ることとしたものでございます。

また、この実施に際しましては、600回に上る自治会説明会のほかに、事業所を主体とした啓発チラシの配布、商店街・市場、各種組合等を通じまして約200回の説明会の開催、ごみステーションへの啓発看板の設置、新聞広告、商工会議所ニュース等、各メディアを活用した周知広報に加えまして、特に、重点ステーション54カ所を定め、9月末から10月末まで職員による立ち番指導を行いまして、周知徹底及び適正処理の指導を行ってまいりました。

このように、事業者の皆様のご理解とご協力を得ることで、ステーションに排出される産業廃棄物の排出は次第に減少しているところでございます。

今後とも、引き続き事業者の皆様のご理解とご協力を賜りながら、廃棄物の適正処理の推進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、ごみ袋の販売に対する準備状況についてでございますが、議員ご承知のとおり、本市のごみ袋の指定有料化制度は、家庭用ごみ袋は、市がごみ袋の仕様を定め、その仕様どおりに製造することができる業者を市が承認し、この承認を受けた業者が自由に製造・販売することといたしております。

一方、事業所用ごみ袋につきましては、市が作成を行い、市が指定する場所として郵便局で販売する仕組みとなっております。

家庭用指定ごみ袋の販売につきましては、現在、スーパーやコンビニエンスストアを初めとする小売店等におきまして、1月からの販売開始に向け

て準備をしておるところでございます。

本市におきましても、指定ごみ袋の販売を希望するところにつきましては、随時、指定ごみ袋製造業者の紹介を行い、販売店の確保に努めているところでございますが、承認業者を通じまして、販売場所を把握するとともに、市内に指定ごみ袋が販売されていない地域がないか調査してまいりたいと考えております。特に、販売されていない地域につきましては、市民の利便性の向上を図るためにも、当該地域内の小売店等に指定ごみ袋を販売してもらうよう働きかけていくこととしております。

さらに、スーパーやコンビニエンスストアはもとより、承認業者を通じまして、市内に多く散在している酒販店などにも指定ごみ袋を販売してもらうよう働きかけを行い、指定ごみ袋の販売店の拡大に努めたいと考えております。

また、販売店につきましては、指定ごみ袋の販売店ステッカーを市が作成し、店頭などに張ってもらうなど、今後、市民皆様の購入しやすいような販売体制の確立に努め、ごみ袋の指定有料化を円滑に実施できますよう万全を期してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、食品リサイクル法への取り組みについてお答えをいたします。

本年5月に施行されました食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、通称食品リサイクル法は、一般廃棄物全体の約3割を占めている食品廃棄物等の減量化や再生利用などを促進することを目的としております。本法においては、事業者及び消費者の責務といたしまして、食品の購入または調理の方法の改善による廃棄物の発生抑制や再生利用の促進に努めること、地方公共団体の責務といたしまして、区域の経済的、社会的諸条件に応じた再生利用等の促進に努めることが定められておまして、消費者、事業者、国、地方公共団体等各主体が一体となった発生抑制、再生利用及び減量に努めることが必要とされております。特に、食品関連事業者につきましては、5年後に20%の排出量削減を目標とするなど、具体的な再生利用の実施が求められておるところでございます。

平成10年度に実施いたしましたごみ組成分析によりますと、本市が収集したごみのうち約3割を

生ごみが占めておりまして、本市にとりましても、生ごみの減量化は大きな意義を持つものであると考えております。

現在、公共施設の生ごみ減量化対策といたしましては、小学校52校、中学校2校の給食の食べ残し、調理残渣のコンポスト化、市庁舎及び4つの小中学校への業務用生ごみ処理機の設置を行っておるところでございます。

また、家庭での生ごみ処理、堆肥化支援といたしまして、平成4年度から生ごみ堆肥化容器の購入に対し、購入価格の2分の1、3,000円を限度とする補助金を交付しております。

この堆肥化容器購入費補助金につきましては、住宅事情や安価な電動生ごみ処理機の普及によりまして、電動生ごみ処理機を対象とする増額の要望が多かったために、本年度は試験的にモニター制度を設けまして、希望する市民100名を募りまして、電動生ごみ処理機の購入に対しまして、購入価格の2分の1、2万円を限度とする補助金を交付したところでございます。

モニターの募集期間は1カ月間であったにもかかわらず、228名の方からご応募をいただきました。ごみの減量化・資源化について、市民の皆様の大きな関心が寄せられている結果であると考えております。今後のリサイクルの推進につきましては、市民の皆様一人ひとりのリサイクルについてのご理解、ご協力が重要であると考えております。補助金制度の拡充につきましても、電動生ごみ処理機の価格動向やモニターのアンケート結果を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

商工部長(石崎喜仁君) 5点目の企業相談・支援センターの開設についてお答えいたします。

現在、中小企業者向けの経営相談窓口といたしましては、商工会議所・商工会による中小企業経営相談事業や中小企業診断士・税理士などの専門家を派遣するエキスパートバンク制度、長崎県産業振興財団の長崎県中小企業支援センターを核とした窓口相談事業や専門家派遣事業などがあり、企業の体質改善・経営強化を希望する中小企業に対し、具体的かつ実践的な助言・指導を行うことにより、問題の解決を図っております。

また、本市におきましても、中小企業者向けの金融相談窓口を設置し、その中で専門職員を配置

して企業の悩みや相談に対応してはりましたが、議員からご提案がありました、どこに相談したらよいのかわからず困っている事業者の方々に対する適切な専門機関へのあっせん等のいわゆるナビゲータ的なシステムにつきましては、きめ細やかな支援という観点から対応する必要があると思いますので、現行体制の中で前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

5番(柳川八百秀君) ありがとうございます。それぞれご回答いただきました。もう少し時間がありますので、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、自治会の関係で、ご質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、自治会は、それぞれ基本的には、自治会が努力することがベースだというふうに私も思っております。しかし、行政のサポートとか支援も重要なことだというふうに考えておりますので、市民生活部長の自治会に対する認識といいますか、考え方の基本的なところで1点お伺いをさせていただきたいと思っております。

そういうことで、私は、先ほど答弁にもありましたように、転入者等に自治会加入のお願いをしたチラシを配布しているということでありますので、市民生活部に行きまして、「ようこそ長崎市へ」という、この袋をもらってまいりました。この中にはたくさん入っています。長崎市のごみの分け方、自治会活動について、国民年金のお知らせ、防災ガイド、広報ながさき、駐車場マップ、生活便利マップと、こういうふうな資料が入っております。その中で「転入者の皆様へ」ということで入っております。そして先ほどご回答ありましたように、新しいパンフレットもいただきました。これをちょっと読んでみたんですけども、自治会加入のお願いとかPRビラに本当になっているのかなというのを非常に疑問を持っています。活動はちゃんと載っておりますけれども、例えば「自治会への加入は個人の自由意思ですが」と否定文で始まるとるわけですね。こういうことがありましたので、よその全国の自治体はどうなっているのかということ、最近インターネットが普及しておりますので、自治会で検索したら2,000件以上のヒットがありましたけれども、その中からいろいろ調べていきますと、やはりいろいろな

自治体が、「自治会の加入のお願い」という文書を出されております。何件か例をとりますけれども、ここに書いてあることでいけばですね、「同じ地域に住んでいる人々が仲良く助け合って暮らしていくということですよ」という考え方は、昔も今も変わっていません。よく、遠くの親戚より近くの他人と言いますが、いざというときに、お隣さんや近所の人たちが一番頼りになるものです」と、そういうふうに、自治会に入ったらいいですよと、幾つかありますけれども、そうなっています。しかし、長崎市のこの加入のお願いは、あくまでも自由ですよというのがベースになっておる。

そういう意味で、ちょっとどう考えておるのかということも含めて、基本的な考え方についてお尋ねをさせていただきます。

それから、これは活性化に向けて、私の提案も含めての質問ですけれども、行政と自治会との関係を何か条例等で制定できないかというふうに思っています。条例により、自治会を正規な団体ということで、自治会の立場を明確にすることによって活動も加入もやりやすくなるというふうに思っています。もう一つは、行政と自治会のきめ細かい連携を図るためにも、市の職員の担当職員制度も導入したらいいんじゃないか、このような考え方がないのか、お伺いをさせていただきたいと思っております。

市民生活部長(妹尾芳郎君) 柳川議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の今般つくりましたチラシの件でございますが、私どももご指摘のとおり、表現に少し否定的な感じが受けとめられるというようなことで、若干、反省をいたしております。これにつきましては、次につくりますチラシ等については十分に検討を加えまして、もっと加入促進に寄与するような文面にしたいというふうに考えております。

それから、条例制定ができないかということでございますが、先ほど市長からもご答弁申し上げましたように、自治会と行政が一体となって地域の諸問題の解決に取り組んでまいり所存でございますが、議員ご指摘の条例につきましては、他都市の状況等を調査しながら研究をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、担当職員の配置という問題でござい

ますけれども、自治会のおののちに市の職員を配置するという事は、自治会の自主性、独立性を尊重するという事をかんがみましましたときに、現段階では、若干困難ではないかというふうに考えておりますが、本市職員の地域での自治会活動への積極的な参加、これにつきましては、今後とも、啓発に努めてまいる所存でございますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

市長(伊藤一長君) 柳川議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

今の柳川議員の再質問につきましては、所管の部長の方からお答えをいたしました。自治会活動に対する条例制定化の問題、部長は部長で答弁したわけでございますけれども、私の方からもせっかくの機会でございますし、柳川議員のご提案でもありますので、考え方を述べさせていただきますと思います。

非常に、近年はマンションとか、そういうのがたくさんできておまして、そういうものができることによって、そこに入られた方々がなかなか自治会に入ってくださらない、地域の従来からお住まいの方々が疎遠になってしまっているというふうな問題等もよく聞いております。そこで、一つ考えられるなど、柳川議員さんの今のご提案をお聞きしておまして感じるの、例えば新たに分譲のマンションあるいは賃貸のマンションあるいは1Kマンション、そういうものをつくられるときには、施行主といいますが、そういう施行の方に対して条例が何かを設定して、マンションが完成したら、その建物が所属する自治会に入ってくださいよと、あるいはもしそれが無理だったら自分たち独自で自治会をつくってくださいよと、そういうふうな条例ができないのかな、どうなのかなというのを柳川議員さんの今のご質問を聞きながら、ふと感じました。

これが手続き的に、あるいは法的にどうなのかというのは、これから精査をしなければいけない問題ですけれども、何らかの方策は、やはり講じるべきではないかなと、その方々が実際、管理組合をつくっているところもあるわけですが、つくっていないところもありますし、ばらばらになっては、同じ長崎市民にあってはいけませんので、そういうことを視野に入れながら、今後の行政をしなくてはいけないのかなというふうに感じ

ましたので、私の方からもお答えをいたしたいと思います。

以上でございます。

5番(柳川八百秀君) 活性化に向けて、いろいろな方策があると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、廃棄物対策の関係で再質問をさせていただきます。

まず、ごみ袋の指定有料化の準備状況なんですけれども、これは長年にわたって研究をし、100人委員会等もつくりまして、また、清掃審議会でも何回も討議をいたしまして、2月から踏み込むこととなります。そういう意味では、地域での説明会等々、環境部の職員の皆さん方は非常に頑張っておられて努力されていることは、私も理解しておりますけれども、問題なのは、自由販売方式だというふうに私は感じております。これが本当に長崎市内の隅々まで、ごみ袋が配布される体制がとれるのかということで非常に心配もしておりますので、現状での実態についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

私は、販売店について、商工部の統計資料ということで調べさせていただきました。そしたら平成11年の時点で長崎市内の商店数は卸売業で1,529件、小売業が5,692件、合計の7,221店舗あるそうであります。これは卸売業で小売をするのかどうかわかりませんが、業種別に、洋服屋さんなどは多分、ごみ袋は売らないと思いますので、そういうところをずっと調べていきますと、売れる商店は、長崎市で可能性があるのは4,000か、一番みても2,600、こういうものがごみ袋を売れる店ではないかというふうに思います。

そういうことで、現時点で、環境部は、製造業者の方がどのくらい販売店を確保して売られようとしているのか。もう1カ月を切ったわけですから、ことし中には、お店の方に発送せんと、来年1月から売れませんか、そういう現状についてお伺いをいたします。

環境部長(高橋文雄君) 現在の販売店の状況でございますが、製造業者は7社でございます、卸売業者は10社でございます。

問題の販売店でございますが、確かに2,600程度はあるかというふうに考えております。私も調査をしました。2月からこれが実際、使用で



きますし、1月から販売開始と、ご指摘のとおりでございます。家庭の方には、あらかじめ10枚をお配りしておるところでございますが、いかにこの販売店の確保が末端までいくかということにつきましては、ご指摘のとおりというふうを考えております。そこで、調査を行いました。卸売業者を通じまして調査を行ったんですが、各卸売業者さんもですね、今、活発な販売活動を行っている、端的に申しますと、ある業者さんが幾らと言えば、次の業者さんが幾らというようなことでしのぎを削っておるといような状況でございます。販売店の確保につきまして、今、正確な数字を出せないというふうな状況でございます。

したがって、1月になりましたら、これはすぐにステッカー等も実はお願いをしておるところでございます。1月には販売店がはっきりするといふふうに思います。そうしますと、どのあたりが販売されていないかということも含めまして、拡販をお願いをするといふふうにしておるところでございます。

したがって、現在は、ある情報によりまして、1業者だけで500を上る数を確保したといふような状況も実はありますが、まだまだ正確な数字ではございません。一生懸命把握をし、遺漏のないように努めたいといふふうに考えております。市長(伊藤一長君) 柳川議員の再質問でございますけれども、今、環境部長の方からお答えいたしましたんですが、私の方からも補足をしたいと思ます。

それぞれの販売店の方が努力をして、このごみ袋を売っていただくわけでございますけれども、そのことにつきましては、今、部長がお答えいたしましたとおりですが、もう一つの方策というのは、柳川議員さんの前段の質問にございました自治会の活動の中で、自治会でごみ袋をまとめて、いわゆるこれを購入していただいて、これを販売していただくということも、これは可能でございます。ぜひ、またお願いをさせていただきたいなということ。また自治会によりましては、これをいわゆるそういうふうにしたいという自治会も実は、私どもの方に寄せられていますので、これも自治会活動の一環として、ぜひお願いさせていただきたいということも、私の方から追加をさせていただきたいと思ます。

それと、もう一つは、今、ちょうど落ち葉の葉っぱが落ちる時期でございますけれども、自治会に対しまして、ボランティア団体に対しまして、オレンジ袋を実は、市の方から配布をさせていただきます。これは、もう配布させていただく団体はほぼ限定させていただきますので、自治会を中心にいたしまして、地域の活動等で利用させていただく場合のいわゆる袋が、これは無料のオレンジ袋というのを配布させていただいて、これを自治会活動の一助にさせていただければというふうにさせていただきたいと思ますので、この点もひとつよろしく願いさせていただきたいと思ます。5番(柳川八百秀君) 何かよくわからないんですけれども、例えばですよ、私が市民の皆さんから「ごみ袋はどこに来年から売っとつとですか」と聞かれましても、だれに聞いても今の時点では、「多分、お店屋さんで売ってます」と、こう答えるしかないわけですよ、現実には。そういう回答だと思ます。そしてまた、市長は、うまくいくかようわからぬので、自治会にもお願いしたいような、逆向きの話をされたような気がいたしますけれども、これは清掃審議会でもずっと検討したときに、自治会では、やはりお金をもらって売るのは大変だということで踏み込んだ経緯もありますし、希望する自治会については、売ることができるということで整理をしましたので、もう本当に1カ月で、来年から売ると言っていますから、1月からどこの店で売ると、現時点では全くわからないということだと、本当に大丈夫なのか。

そして一番心配しているのは、高齢者の皆さん方おりますので、そんなに大きいスーパーで売るのは、私も多分、売るんだろうと思ますよ。しかし、地域の中ですね、言葉は悪いですけども、小店とか、そういうたばこ屋さんとかですね、そういうところで買えないと、わざわざごみ袋を遠くまで買いに行かんということが出てくるわけです。そういう意味で、商店の数が幾らかまで含めて調べさせていただいたら、2,600と言いましたけれども、多分、そのくらいは、可能性として売れるんだと思ます。

ぜひ、業者の販売店と連携を取って、いつの時点で公表できるのかわかりませんが、販売までには、販売過疎地がないように取り組みさせていただきたいというふうに思ますので、これは、

ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

あと、時間がありませんので、そのほかの関係もありますので、要望させていただきたいと思います。発泡スチロールの収集の関係ですけれども、これも収集を中止した関係で普通の、普通のといいますが、商店も完全に自前で処理をするようになります。そうしますと、事業系廃棄物も含めて、近所にある商店でも野菜屋さんでも、年間5万ぐらいの経費がかかるというふうな状況になっています。

そういう意味では、こういう厳しい時代に、非常に経費がかかるということになりますので、長崎市の廃棄物対策全体の処理についても、あと、山下委員の方からもあると思いますけれども、そういう環境体制をきちんと整備して対応できるように、ぜひお願いしたいと思います。

それから、食品リサイクル法についても要望をしたいと思いますけれども、ことしモニターで実施しました生ごみ処理機の補助の関係ですけれども、これも全国では、もう約50.3%、半分以上の市が実施をいたしております。金額も全国最高は10万円の市町村もあります。

そういう意味では、長崎市、今、来年度に向けて検討されているというふうに思いますので、生ごみ処理機の助成についても、モニターよりアップできるような取り組みを、ぜひお願いをしたいというふうに思っております。

それから、学校給食の関係で民間委託について質問をさせていただきましたけれども、今、中学校の試行事業が行われておりますので、この関係で、コストをちょっと比較してみましたら、中学校の一食当たりのコストは122円です、平均で。小学校が一食当たり334円ということになります。そうしますと212円の民間委託と現在の自校方式では、一食当たりの経費の差があると、これは、小学校の学校給食の経費が、平成12年度決算で17億8,176万6,000円ですから、212円の食数を掛けていきますと、年間ですね、中学校と同じようなコスト、民間委託、方式はいろいろあると思いますけれども、年間約10億円の節減になるということにもなりますので、民間委託も含めて、小学校のセンター方式は無理であっても、ぜひ検討を加速していただきたいというふうに思います。

それから、自動交付機の関係ですけれども、住民基本台帳ネットワークシステムが平成15年に運用が開始されるわけです。そういう中で、ICカードとかIDカードとか、いろいろカードもあるようですので、私は、ぜひこの自動交付機を導入していただいて、窓口の混雑あるいは市民の皆さんが自動的にカードで交付できる体制を長崎市もとるべきだというふうな考え方を持っています。そのことができますと、機械を購入するだけで、CD機、自動交付機ですね、これで、どこでも極端に言えば、市の施設では交付できるような体制もとれますので、ぜひ、これを検討いただきたいというふうに思います。

それから、最後になりますけれども、池島炭鉱閉山に伴う支援策について1点、要望をさせていただきたいと思います。

県と十分連携を取っていただいて、長崎市と外海町の今日までの関係を考えますと、長崎市としても、ぜひ支援策について検討をしていただくように要望いたしまして、あと3分ですけれども、私の質問を終わらせていただきます。

議長(鳥居直記君) 次は、20番山下寛臣議員。

〔山下寛臣君登壇〕

20番(山下寛臣君) 皆さん、おはようございます。

新風21の山下です。

質問通告書ののっとり、順次、質問をいたします。

日本経済は、バブルがはじけて10年以上が過ぎ、この10年余りを「失われた10年」と言われています。その影響で景気の先行きが不透明なことから、長期間厳しい状況が続き、長崎市においても、かつて長崎を支えてきた基幹産業が低迷を続け、市全体の活力が低下しつつあります。45万都市であった本市も、平成13年10月には42万2,791人と、前年同期と比較して3,606人の減少となり、寂しいまちになりつつあります。

私たちは、これまでの長崎を冷静に分析し、変革の時代に対応したこれからの長崎を具体的に見詰め、長崎らしさと魅力的なまちづくりをどうつくり上げていくかの具体的な諸施策を今から実行していく必要があります。

これからの政治は、地方の時代になっていくのが趨勢であり、地方が自立と個性を目指していく